

随意契約理由書

1 業 務 名	構造物修景等検討業務（平成29年度）
2 業 者 名	阪神高速技研株式会社
3	
<p>本業務は、阪神高速道路の景観に対し、社会貢献の一環としての阪神高速道路の修景整備方針や過年度業務にて検討した長大橋ライトアップ再開に向けた課題の解決について検討し、社会貢献に寄与する資料の作成等を行う。</p> <p>また、会社が管理する緑地等について、過年度業務にて検討した緑地のあり方について、モデルケースを基に試行し、緑地維持管理業務での適用性の検証及び改善方法等について資料の作成等を行うものである、</p> <p>「緑地のありかたガイドライン」を策定するためには、元となるデータベース『阪神高速道路の緑地管理台帳』の管理をしている他、当社の業務及び当社の管理する構造物、施設の状況、沿道状況に精通した上で、当社の意図を的確かつ迅速に反映し本業務を実施することが最も効果的である。さらにこれからの調査、検討内容を蓄積し、品質及びコストパフォーマンスの向上を図れることが必要である。</p> <p>阪神高速技研（株）は、当社の経営戦略、方針に基づき、当社のグループ会社として当社と一体となって業務を実施するために設立された会社であり、当社の管理する構造物、施設の状況、全ての基準・規程を熟知しているほか、阪神高速道路沿道の状況に精通し、「阪神高速道路の緑地管理台帳」を最も熟知しており、共通の経営目的をもって都市高速道路対策関連の業務を行い、技術及びノウハウの蓄積と品質及びコストパフォーマンスの向上を図っている。</p> <p>よって、同社は、他者よりも本業務を適切かつ効率的に実施できるものと考えられるため、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定により随意契約とする。</p>	
阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定による。	